

中小法人・個人事業者等（申請予定者） 各位

大和商工会議所

中小法人・個人事業者のための「事業復活支援金」
に関する登録確認機関としての対応について

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者等に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者」及び「2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者」のポイントを満たす事業者は、業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。

本支援金の申請フローとして、一時支援金又は月次支援金を既に受給していない者は登録確認機関の事前確認をしなければなりません。事前確認は、不正受給や給付対象を誤って理解したまま申請してしまうことへの対応として、申請者が①事業を実施しているか、②新型コロナウイルス感染症影響を受けているか、③給付対象等を正しく理解しているか等を事前に確認します。

具体的には、「登録確認機関」が対面等で、事務局が定めた書類（帳簿等）の有無の確認や宣誓内容に関する質疑応答等の形式的な確認を行います。なお、登録確認機関は、当該確認を超えて、申請希望者が給付対象であるかの判断は行いません。また、事前確認の完了をもって、給付対象になるわけではありません。

大和商工会議所は登録確認機関として、下記の通り事前確認を行いますのでお知らせします。

記

1. 対象者 : 大和商工会議所会員事業所であり納期の到来した会費を全て完納している方
※確定申告（中小法人等：2019年11月、2020年11月、基準期間を含む全ての事業年度、個人事業者等：2019年、2020年、基準期間を含む全ての年分）を提出済の方。個人事業者等は事業所得で申告している方に限る。
※新たに加入手続きされる方は当該年分の会費納入や口座振替手続きが必須。
※過去に会費未納分があり再度加入する場合には過去分の会費納入も必須。
※一時支援金又は月次支援金を既に受給された方は、事前確認が不要です。
2. 受付期間 : 令和4年1月27日（木）～5月26日（木）午前9時～午後4時（平日のみ）
3. 予約方法 : 電話（046-263-9112）かメール（ymtkeiei@yamatocci.or.jp）
4. 対応方法 : 原則、当所窓口
5. 制度概要等 : 「事業復活支援金事務局ホームページ」にてご確認ください。
URL : <https://jigyou-fukkatsu.go.jp/>



6. 相談窓口 : 事業復活支援金事務局

【申請者専用】

・ T E L : 0120-789-140

・ I P 電話等からのお問い合わせ先 : 03-6834-7593

(通話料がかかります)

※受付時間は、8時30分～19時00分(土日、祝日含む全日対応)

7. 本件担当 : 大和商工会議所 経営支援チーム 電話 : 046-263-9112